

# 入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称： セントルシア国シヨゼール漁港の現状に係  
る基礎情報収集確認調査業務委託契約

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書
- 第3 技術提案書の作成要領
- 第4 経費に係る留意点
- 第5 契約書（案）
- 別添 様式集

2017年8月10日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

## 第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。  
(本方式の入札手続きのフローは、本章末尾の図「総合評価落札方式による入札の手続きフロー」を参照下さい。)

### 1. 公告

公告日 2017年8月10日

公告番号 国契-17-064

### 2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：セントルシア国ショゼール漁港の現状に係る基礎情報収集確認調査業務委託契約（一般競争入札（総合評価落札方式））
- (2) 業務仕様：「第2 業務仕様書」のとおり
- (3) 業務履行期間（予定）：2017年10月下旬から2020年3月末日  
(複数年度契約)

### 4. 担当部署等

- (1) 入札手続き窓口

郵便番号 102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達部 契約第三課

【電話】03-5226-6609 【ファクシミリ】03-5226-6324

- (2) 書類授受・提出方法

- ・郵送等による場合：上記(1)あて
- ・持参の場合：同ビル1階調達部受付（調達カウンター）

なお、調達カウンターの開所時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）となります。

### 5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。なお、共同企業体を形成して競争に参加しようとする場合は、共同企業体の代表者及び構成員全員が、競争参加資格を有する必

要があります。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公告日において平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ競争参加資格を有すること（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構から資格審査（以下「簡易審査」といいます。）を受けることができます。（下記 6. (1) を参照ください。）

- (2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争に参加する資格がありません。

- (3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限までに上記規程に基づく資格停止期間（以下、「資格停止期間」という。）中の場合、本入札案件には参加できません。
- イ. 資格停止期間前に本入札案件への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札案件には参加できません。
- ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

- (4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

- (5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

- ア. 応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずる

もの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 6. 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記5.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

- ア. 提出期限：2017年9月4日（月）正午まで
- イ. 提出場所：上記4. 参照
- ウ. 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は上記ア. 提出期限までに到着するものに限る）
- エ. 提出書類：以下のカテゴリーのうち、各社の該当するカテゴリーにおいて求められる書類（以下、「資格確認書類」といいます。）を提出して下さい。

カテゴリーA： 当機構発行の整理番号を有している場合		
A-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照 整理番号を記載してください。 有効期限が2019年3月31日の整理番号 (28から開始の7ケタの番号)
A-2	全カテゴリー共通で	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な

	必要な書類	書類】一式
<b>カテゴリB：当機構発行の整理番号を有しておらず全省庁統一資格は有している場合</b>		
B-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
B-2	全省庁統一資格審査結果通知書（写）	
B-3	情報シート	様式集参照
B-4	全カテゴリ共通に必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリ共通に必要な書類】一式
<b>カテゴリC：当機構発行の整理番号も全省庁統一資格も有していない場合（上記5.（1）ただし書きに該当する者。）</b>		
C-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
C-2	簡易審査申請書	・ 様式集参照
C-3	登記事項証明書（写）	・ 発行日から3ヶ月以内のもの ・ 法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」
C-4	納税証明書（その3の3）（写）	・ 発行日から3ヶ月以内のもの ・ 税務署にて発行の法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書。納税義務が免除されている場合でも発行されます。但し書きがある場合は、事情を確認することがあります。その3の3以外の証明書（市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書等、納税証明書その1など）では受付できません。
C-5	財務諸表（写） ・ 設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要	・ 決算が確定した直近1ヶ年分 ・ 貸借対照表、損益計算書を含む。 ・ 法人名および決算期間の記載があるもの。
C-6	全カテゴリ共通に必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリ共通に必要な書類】一式

#### 【全カテゴリ共通に必要な書類】

- ・ 返信用封筒（長3号又は同等の大きさ。82円分の切手貼付。）
  - ・ 下見積書（下記7.参照）
  - ・ 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
- ① 共同企業体結成届
  - ② 共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類
- ・ 必要に応じ、日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること

を証明する書類を提出いただく場合があります。

(2) 共同企業体、再委託について

ア. 共同企業体の結成を認めます。

イ. 再委託を認めます。

・なお再委託を希望する場合は、技術提案書にその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。

・再委託の対象とする業務は、業務仕様書をご確認ください。

・当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。

・なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

【定義】

〈共同企業体〉：複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体。

〈再委託〉：受注者が委託を受けた業務の全部又は一部を自ら行わず、第三者に外注してその実施を委ねることをいいます。なお、受注者が委託を受けた業務の実施に必要な物品、役務、資機材等を買入れ又は借入れたうえで、受注者の管理下で業務を実施することは、再委託に該当しません。

(3) 競争参加資格の確認の結果は文書をもって通知します。2017年9月11日(月)までに結果が通知されない場合は、上記4.にお問い合わせください。

(4) その他

ア. 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ. 82円分の切手を貼った長3号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載してください。

ウ. 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

エ. 一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。

オ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4.を参照ください。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面(様式は任意)により説明を求めることができます。

詳細は、18.(10)を参照下さい。

(6) 辞退理由書

競争参加資格有りの確認通知を受けた後に、技術提案書を提出されない場合には、

辞退理由書の提出をお願いしております。詳細は、18.(11)を参照下さい。

## 7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

- (1) 下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください
- (2) 参考様式は様式集のとおりです。
- (3) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (4) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合は、これに応じていただきます。
- (5) 提出期限・提出方法：上記6.を参照ください。

## 8. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

ア. 提出期限：2017年8月28日（月）正午まで

イ. 提出先：上記4.参照

ウ. 提出方法：電子メール

・メールタイトルは以下のとおりとしてください

【入札説明書への質問】：国契-17-064：セントルシア国ショゼール漁港の現状に係る基礎情報収集確認調査業務委託契約

・宛先電子メールアドレス：[jippankeiyakudesk@jica.go.jp](mailto:jippankeiyakudesk@jica.go.jp)

・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

エ. 質問様式：別添様式集参照

- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。

- (3) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 2017年8月31日（木）午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/index.html>)

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

→「国内向け物品・役務等の調達」

<https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2017.html>

- イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

## 9. 技術提案書・入札書の提出

(1) 提出期限：2017年9月19日（火）正午まで

(2) 提出場所：上記4. 参照

(3) 提出書類：

ア. 技術提案書（提出部数：正1部、写3部）（別添様式集参照）

イ. 入札書（厳封）（提出部数：正1通）

- ・ 1 1.に記載する入札執行日に開札する入札書を、長3号封筒に厳封の上、技術提案書と同時に提出下さい。同入札書は、機構にて厳封のまま入札執行日まで保管させていただきます。
- ・ 本入札書については、原則代理人を立てず、入札者の名称又は商号並びに代表者の氏名による入札書とし、社印又は代表者印を押印して下さい。
- ・ 日付は入札執行日としてください。
- ・ 入札書に記載する金額は、「第2 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等額を除いた金額）として下さい。
- ・ 封筒に入れ、表に件名／社名を記入し、厳封のうえ提出してください。

ウ. 技術審査結果通知書返信用封筒（長3号。82円分の切手貼付。）

(4) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は上記(1)の提出期限までに到着するものに限り。）

(5) 技術提案書の記載事項

ア. 技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書」、別紙「技術評価表」に記載した項目をすべて網羅してください。

イ. 詳細は、「第3 技術提案書の作成要領」を参照ください。

(6) その他

ア. 一旦提出された技術提案書及び初回の入札書は、差し替え、変更又は取り消しはできません。

イ. 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。

ウ. 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

(7) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

ア. 提出期限後に提出されたとき。

イ. 記名、押印がないとき。

ウ. 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。

エ. 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります）。



オ. 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

## 10. 技術提案書の審査結果の通知

(1) 技術提案書は、当機構において審査し、技術提案書を提出した全者に対し、その結果を文書をもって通知します。2017年9月27日(木)までに結果が通知されない場合は、上記4.にお問い合わせください。

技術提案書の審査方法については、「14. 落札者の決定方法」を参照下さい。

(2) 入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。

(3) 技術提案書の審査の結果、不合格の通知を受けた者は、機構に対して不合格となった理由について、書面(様式は任意)により説明を求めることができます。詳細は、18.(10)を参照下さい。

## 11. 入札執行(入札会)の日時及び場所等

入札執行(入札会)にて、技術提案書の審査に合格した者の提出した入札書を開札します。合格した者に対しては、代表者若しくは代理人(委任状を要す。)の入札執行(入札会)への参加を求めます。

(1) 日時: 2017年10月3日(火) 午後3時30分から

(2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25

二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 109/110 会議室

※入札会会場の開場時刻: 開場は、入札会開始時刻の5分前となります。1階受付前にて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札会(入札執行)に参加できません。

※ただし、既に上記9.の規定に基づき提出されている入札書は有効とします。

(3) 必要書類等: 入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。

ア. 委任状 1通(別添様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。)

イ. 入札書 2通(再入札用)

(最大再入札回数2回。別添様式集参照。なお、初回分の入札書は技術提案書と共に提出。)

ウ. 印鑑、身分証明書

・ 代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。

・ 代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。

(4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、その場で再入札を実施します。

再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、上記の委任状により再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要となりますので、ご注意ください。

#### (5) その他

入札会場で書類を修正する必要がある場合に、以下の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

- ・ 代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。
- ・ 代表権を有する者が参加の場合は、修正箇所、社印又は代表者印に代えて他人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、代表権者本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

## 12. 入札書

(1) 初回の入札書を除き持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。

(2) 第1回目の入札は、技術提案書と同時提出済みの入札書を開封します。

11.に記載される「再入札」を行う場合、入札会当日持参した入札書をもって再入札いただくこととなります。

(3) 第1回目入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めて下さい。

(4) 再入札の入札書は、入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入の上、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。

ア. 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。

イ. 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。

ウ. 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。

#### (5) 削除

(6) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等額を除いた金額）をもって行います。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札金額とします。

(8) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(9) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ

入札書を提出したものとみなします。

(10) 入札保証金は免除します。

### 13. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

### 14. 落札者の決定方法

総合評価落札方式（加算方式）により落札者を決定します。

(1) 評価項目

評価対象とする項目は、「第2 業務仕様書」の別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

(2) 評価配点

評価は 300 点満点とし、技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ技術点 200 点、価格点 100 点とします。

(3) 評価方法

ア. 技術評価

「第2 業務仕様書」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第一位まで採点）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルに	60%

ある。	
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	50%未満

なお、技術評価点が 200 満点中 100 点（「基準点」という。）を下回る場合を不合格とします。評価の結果不合格となった場合は、「10. 技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

#### イ. 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第二位を四捨五入します。

$$\text{価格評価点} = (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \times (100 \text{ 点})$$

ただし、入札価格が予定価格の 6 割を下回っている場合は、予定価格の 6 割を「入札価格」に置き換えて価格点を算出するものとし、価格評価点を一律 40 点とします。

#### ウ. 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

### (4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札価格を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

※なお、本来予定価格は消費税等を含みますが、本書に記載の「予定価格」は、本来の予定価格から消費税等額分を除いた金額＝「本体価格」を示しています。

## 15. 入札執行（入札会）手順等

### (1) 入札会の手順

#### ア. 入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として各社 1 名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

#### イ. 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

#### ウ. 技術評価点の発表

入札事務担当者が、入札会に出席している社の技術評価点を発表します。

#### エ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が既に提出されている入札書の封を確認し、併せて、各出席者

にも確認を求めた上で入札書を開封し、入札書の記載内容を確認します。

オ. 入札金額の発表

入札事務担当者が各応募者の入札金額を読み上げます。

カ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。

キ. 落札者の発表等

入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、14. 落札者の決定方法に記載する方法で総合評価点を算出し、読み上げます。結果、総合評価点が一番高い者を「落札者」として宣言します。

価格点、総合評価点を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定価格の制限に達した価格の入札がない場合（不調）は、入札執行者が「落札」または「不調」を発表します。

ク. 再度入札（再入札）

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

3回の入札でも落札者が決まらない場合、契約金額が予定価格（税込）を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

16. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。
- (2) 「第5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、契約書案を参照してください。なお、契約書付属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

17. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）

に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

#### (1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除きます。

ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

- ① 工事又は製造の請負の場合、250 万円
- ② 財産の買入れの場合、160 万円
- ③ 物件の借入れの場合、80 万円
- ④ 上記以外の場合、100 万円

ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

#### (2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等（※）として再就職していること

※役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）

#### (3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次

の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### (4) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられています。

#### (5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

### 17-2. 独立行政法人会計基準に基づく情報提供依頼の可能性について

当機構を含む全ての独立行政法人は、公的な資金の流れを対外的に説明する観点から、独立行政法人会計基準に基づき、適切に情報開示を行うことが求められています。その一環として、年間の総収入に占める当機構との年間の取引高の割合が3分の1を超える公益法人等（公益法人等には、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含む。）については、一定の場合を除き、「関連公益法人等」として分類し、当機構との取引等の関係を財務諸表の附属明細書に掲載することと定められています。

この要請に適切に応えるため、取引高等の情報提供依頼を行う可能性がありますので、ご協力をお願いします。

なお、「関連公益法人等」として当機構の財務諸表に掲載されることは、当該法人の当機構との取引の割合や当該法人の役員に占める当機構役職員出身者の割合が一定以上に高いことを示すものであり、当該法人と当機構との間に資本を通じた関係があることを意味しているものではありません。また、当該法人の財務諸表作成において特別な処理が必要となるものではありません。

### 18. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を当機構ウェブサイト上で公表します。
- (4) 国際協力機構契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。

国際協力機構ホームページ（ <https://www.jica.go.jp/index.html> ）

→「調達情報」

→「調達ガイドライン・様式」

→「規程」

→「契約事務取扱細則」

<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm>

(5) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(6) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。

(7) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書については、提出者の要望があれば、「（正）」のみ返却しますので、入札会の日から2週間以内に上記4. 窓口までご連絡願います。要望がない場合には、2週間経過後に機構が適切な方法で処分（シュレッダー処理等）いたします。  
なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。

(8) 技術審査で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書は、入札会後2週間以内を目処に、未開封の状態のまま郵送にて返却いたします。

(9) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。

(10) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の審査の結果不合格の通知を受けた者、または入札会まで進み応札したものの落札に至らなかった者については、その理由について、以下のとおり書面により説明を求めることができます。

また、希望者については、理由を説明する機会（面談形式）を設けさせていただきます。

ア. 提出期限：入札執行日から2週間以内まで

イ. 提出場所：上記4. 参照

ウ. 提出方法：提出場所へ郵送、ファクシミリ又は持参。

エ. 回答方法：書面により回答します。

(11) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に技術提案書を提出されなかった社に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただく所存で



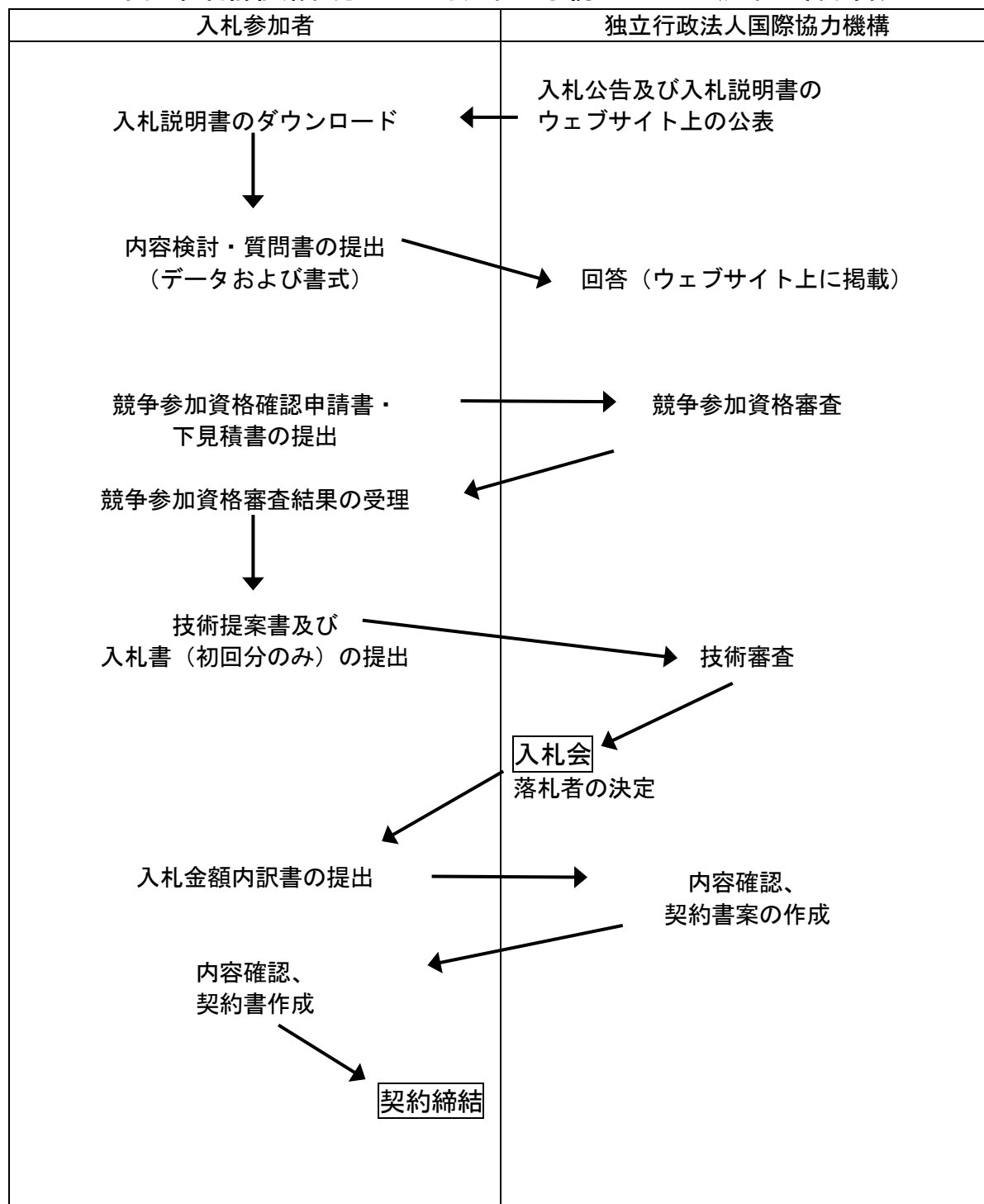
す。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて頂くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

図 総合評価落札方式による入札の手続きフロー（入札公告以降）



## 第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）が実施する「セントルシア国「ショゼール漁港の現状に係る基礎情報収集・確認調査」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

### 1. 業務の背景

セントルシア国は、カリブ海東部に位置し、東西 22.4 キロメートル、南北 42.3 キロメートル、面積は 616 平方キロメートルの火山島で、8,000 平方キロメートルの排他的経済水域及び 176 平方キロメートルの陸棚を有している。

当国の水産業は、重要な産業の一つとなっている。沖合ではシイラ、マグロ類、カジキ類、陸棚水域では、底魚、貝、甲殻類が漁獲され、年間約 1,700 トンの水揚げがある<sup>1</sup>。これらは、自国民への貴重なタンパク源となり、さらには当国の観光業へ貴重な食材を供給している。また、水産業には、人口のおおよそ 1.5 パーセントにあたる約 2,600 人が従事している<sup>2</sup>。

こうした水産業に対して、我が国は、過去 20 年以上にわたり様々な協力を行ってきており、当国の水産業の発展に寄与してきた。漁獲物は島内 17 か所で水揚げされているが、主要な水揚げ地は 10 か所（全水揚げ量の 80%強）で、そのいずれも過去 20 年間を通じた我が国の援助により整備されたものである。

当国の南西部に位置するショゼール漁港も我が国の支援<sup>3</sup>により整備された漁港の一つである。2012 年現在で、54 隻の漁船と 181 人の漁業者が登録されており<sup>4</sup>、同国の主要な漁港の一つとして利用されている<sup>5</sup>。

当漁港では、2002 年に堆砂現象が確認され、施工監理を担当したコンサルタントにより、3 年間のモニタリング調査が実施された。モニタリング結果を踏まえて、当コンサルタントは、2006 年に堆砂対策として、維持浚渫が最も妥当な対策であるとした提案を当国政府に対して行った。しかしながら、当国政府は、浚渫の頻度を少しでも下げたいとして、堤防の延長を決定し、2007 年に独自で堤防の延長工事を実施した。

現在、当漁港は、港口部や港内の堆砂により、漁船が港内に円滑に進入・係留できず、漁船の係留や水揚げ作業に大きな障害が生じている。当国政府はこれまで、堤防の延長工事の他、港口部の浚渫作業を断続的に行うなどの対策を行ってき

<sup>1</sup> 2012 年 12 月セントルシア国水産局のデータによる。

<sup>2</sup> 2012 年 12 月セントルシア国水産局のデータによる。セントルシアの人口が約 17 万人であることから、人口の約 1.5%が漁業従事者となる。

<sup>3</sup> 無償資金協力事業「沿岸漁業振興計画」（基本設計調査：2000 年、E/N 締結：2001 年、完工：2003 年 3 月）

<sup>4</sup> 2017 年 6 月セントルシア国水産局のデータによる。

<sup>5</sup> 2012 年 12 月セントルシア国水産局のデータによると、登録漁船数では全国上位 5 番目、登録漁民数では、全国上位 7 番目、水揚量では、全国上位 7 番目となっている。

るが、頻繁な浚渫作業に要する経費が同国にとって重い負担となっている。

こうした状況を踏まえ、当国政府は、在外公館を通じて我が国に対し、堆砂対策可能性の検討について、協力の要請を寄越した。

これを受け、2017年3月、JICAは、外務省とも協力して現況確認調査を実施し、現状の把握を行うとともに、当国政府関係者はじめ漁民の意見やニーズを聴取した。この結果を踏まえ、JICAは、ショゼールの堆砂問題を解消する具体的な対策の有無を確認するための基礎情報収集・確認調査を実施することを決定した。

## 2. 業務の目的

本業務は、「1. 業務の背景」を踏まえ、堆砂問題を抱えるショゼール漁港の機能回復・改善に向けた技術的に実現可能性の高い対策案の有無を確認し、ショゼール漁港の改修事業に係る協力準備調査実施の妥当性を検討するために必要となる情報の収集・整理を行うものである。

## 3. 業務の範囲

本業務においては、「2. 業務の目的」を達成するために、「4. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

## 4. 実施方針および留意事項

- (1) 本業務は第1フェーズ及び第2フェーズから構成される。
- (2) 第1フェーズにおいては、我が国無償資金協力事業による実施を想定して、ショゼール漁港既存海上構造物の全部、あるいは、大部分をそのまま活用することを前提とした対策を検討する。
- (3) ショゼール漁港は波の波長スケールに対して構造物規模が相対的に極めて小さく、数値シミュレーションによる再現性に一定の限界があると予想される。また構造物先端付近で発生する渦が港内埋没に影響を及ぼすことが想定されるが、この現象をどの程度再現できるか不明である。このため、第1フェーズの結果、「現状の堆砂問題を著しく改善する有効な対策があり、かつ、その対策を我が国無償資金協力事業として実施することが事業費の規模や先方による維持管理の面から判断して妥当と判断された場合」は、数値シミュレーションの再現性に関する検討・検証として、第2フェーズにおいて、この対策案の水理模型実験を実施し、この実験結果を数値シミュレーションにフィードバックすることによって、精度の高いシミュレーションを実現する
- (4) 第1フェーズの結果、「現状の堆砂問題を著しく改善する有効な対策が見いだせない、または、有効な対策であるが我が国無償資金協力事業として実施すること

が事業費の規模や先方による維持管理の面から判断して妥当とは言い難いと判断された場合」には、第2フェーズは実施せず、第1フェーズの業務の完了を以ってすべての業務を終了する。

- (5) 本業務は、実現可能な堆砂対策案が存在するかを明らかにし、さらに、明らかとなった対策案について無償資金協力事業を想定した協力準備調査を実施することが妥当かどうかを検討するためのものである。したがって、本業務で求められる設計・積算のレベルはこの検討に活用しうるレベルとし、過大・過小のない適正な精度となるよう留意する。
- (6) 本業務の中で予定している自然条件調査については、調査コスト削減のため、既存資料から得られる情報を可能な限り活用しつつも、自然条件調査から得られたデータを用いて実施する数値シミュレーションや水理模型実験において十分な精度が確保できるよう留意した調査を行うこと。
- (7) ショゼール漁港の機能回復又は改善に係る無償資金協力事業を想定した協力準備調査の実施が検討される場合には、本業務の結果（第1フェーズ及び第2フェーズの結果）が検討資料として用いられることとなる。ただし、本業務の結果は、無償資金協力事業の実施を約束するものではないため、当国関係者に本業務結果がそのまま無償資金協力事業として実施されるとの誤解を与えないよう十分に留意すること。

## 5. 業務の内容

### 【第1フェーズ】（2017年10月下旬～2019年4月下旬）

<国内準備> （2017年10月下旬～11月上旬）

#### （1）関連資料の収集・分析

「セントルシア国沿岸漁業国沿岸漁業振興計画 基本設計調査報告書」（国際協力事業団、2001年1月）、「カリブ地域水産物流通情報収集・確認調査」（国際協力機構、2014年3月）、「カリブ地域水産関連機材整備計画」（国際協力機構、2014年8月）をはじめ、国内で入手可能な資料を収集し、①セントルシア国の水産業の現況、②ショゼール漁港の施工時の状況や2014年時点の状況を把握する。また、国内で入手可能な気象・海象データを収集する。

#### （2）インセプション・レポート（案）の作成

上記（1）の結果を踏まえて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。併せて、必要に応じてセントルシア側への質問票を作成する。

#### （3）インセプション・レポート（案）の説明

JICAが開催する国内関係者の出席する会議において、同レポート（案）を説明

し、出席者から提示されたコメントは、JICA と協議の上、レポートに反映させる。

#### <第1次現地調査> (2017年11月上旬～12月下旬)

##### (4) インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポート（調査目的・方針・計画、便宜供与依頼事項等）を在外公館、JICA セントルシア事務所、セントルシア関係者に説明し、内容を協議する。

##### (5) 調査の背景・目的・内容等の確認

- ア 過去に実施された「北米・中南米地域カリブ地域水産物流情報収集・確認調査」及び「カリブ地域水産関連機材整備計画」のうち、セントルシアにかかる水産関連情報をアップデートし、セントルシア国水産業の概況と課題を取りまとめる。
- イ セントルシア国における国家開発計画、水産分野における開発計画などを確認し、水産開発の方向性、国内にあるすべての漁港や水産施設などの水産インフラの改修・整備・運用方針を確認する。
- ウ ショゼール漁港について、セントルシア国における漁港としての位置づけと今後期待される機能、現状利用者の属性（漁船のサイズ、漁具、漁法等）、利用者数、漁業組合の機能や状況等を確認する。
- エ ショゼール漁港（陸上施設含む）の運営・維持管理における関係機関（水産局、漁業組合等）の役割と予算措置状況を確認する。

##### (6) ショゼール漁港の港形の推移と現状の把握

ショゼール漁港の計画時の既存資料を収集整理し、計画時の漁港の港形、施工完了時の港形を把握する。また、その後、セントルシア側で行われた堤防延長後の現況の港形を把握する。これらのデータは、計画時、施工完了時、現況、将来形について比較・加工する際に用いるため、デジタルデータとして作成する。

##### (7) 自然条件調査（第1回）

本調査にて行う対策案の検討に必要な精度を確保するため、現地にて既存資料のレビューを含め、自然条件調査を実施する。現時点で、以下の内容の調査を想定しているが、各調査の時期、詳細な内容や方法について、自然条件調査（第2回）も含め、技術提案書において提案すること。また、これ以外に必要と思われる調査項目があれば、技術提案書において提案すること。以下、イ～カについては、別紙を参照のこと。

なお、セントルシア側は調査期間中にも不定期に浚渫作業を実施することが想定されるが浚渫の実施のタイミングについては、セントルシア側と十分調整を行い、自然条件調査のデータに影響を及ぼすことがないよう留意する。

##### ア 現地踏査

目的：ショゼール漁港周辺の概況を踏査・目視等により確認・把握する。

内容：ショゼール漁港周辺、地形、地質、土質、植生状況、土地利用状況、河川、海浜形状、侵食・堆砂発生状況

- イ 地形観測
- ウ 深淺測量
- エ 底質調査
- オ 気象調査
- カ 海象調査

(8) 運営・維持管理体制にかかる調査

ショゼール漁港の 2003 年完工後、セントルシア側で行ってきた漁港の浚渫作業の実施経緯（実施時期、実施回数、実施方法・体制、浚渫量、実施に要した経費、完工時に、施工監理コンサルタントが作成した浚渫マニュアルの活用状況、実施上の問題点等）並びに堆砂対策工事の実施経緯（工事時期、工事内容、工事経費等）に係る情報をセントルシア国側関係者より聴取・収集する。

また、調査団滞在中にセントルシア側が実施する浚渫作業について、その方法や浚渫位置を確認し、改善の可能性を検討するとともにセントルシア側と共有する。

<第 1 次国内作業> (2018 年 1 月上旬～1 月中旬)

(9) データ取りまとめ

第 1 次現地作業において入手したデータの整理・分析・取りまとめを行う。

(10) JICA への報告

第 1 次現地作業の結果について、JICA に報告を行うとともに、第 2 次現地作業の実施時期・方法を協議する。

<第 2 次現地作業> (2018 年 1 月下旬～3 月上旬)

(11) 自然条件調査 (第 2 回)

自然条件調査 (第 1 回) に引き続き、各種データの精度を上げるまたは時系的な変化を捉える目的で、自然条件調査 (第 2 回) を実施する。現時点で、以下の内容の調査を想定している。調査の詳細な方法・内容及びこれ以外に必要なと思われる調査項目について、技術提案書において提案すること。以下、ア～ウについては、別紙を参照のこと。

- ア 深淺測量
- イ 底質調査
- ウ 海象調査

＜第2次国内作業＞（2018年3月中旬～2019年3月下旬）

（12）プロGRESS・レポート（1）の作成

上記（1）～（12）の作業結果を取りまとめ、プロGRESS・レポート（1）を作成する。

以下、（14）～（16）は想定であり、これまでの結果を踏まえ、最も適切であると考えられる手法を、その理由や具体的な手順も含め、技術提案書において提案すること。

（13）波浪推算

国内準備作業で得られた情報や現地調査の自然条件調査において得られた各種データを用いて、波浪推算を行う。「セントルシア国沿岸漁業振興計画」ではSMB法が使用されたが、本調査においては、より再現性の高い方法により推算を行うことを想定している。

（14）堆砂要因の検討

これまでの結果を踏まえ、数値シミュレーションにより堆砂メカニズムを明らかにする。

（15）堆砂対策案の検討

- ア 数値シミュレーションにより、技術的な側面から適切と考えられる複数の対策案を立案する。
- イ 対策案ごとに、概算事業費を積算する。概算事業費には、30年間を想定した維持浚渫に係る先方負担分も含める。
- ウ 対策案を、その概算事業費も含め比較する。比較の際には、ゼロオプションである現状のまま維持浚渫を継続した場合も含め比較する。

（16）プロGRESS・レポート（2）の作成

上記（1）～（16）の結果を、プロGRESS・レポート（2）として取りまとめる。また、JICAが開催する国内関係者の出席する会議において、対策案の説明を中心に、同報告書の内容を説明する。

**【第2フェーズ】（2019年6月上旬～2020年3月下旬）**

＜第3次国内作業＞（2019年6月上旬～12月下旬）

- （1）第1フェーズ第2次国内作業において、検討された対策案について、水理模型実験を行う。
- （2）水理模型実験の結果を踏まえ、数値シミュレーションの再現性の向上のため、設定条件を見直し、再度数値シミュレーションを行う。



上記（１）及び（２）において、具体的な実験計画・内容については、技術提案書において提案すること。

- （３）再度数値シミュレーションを行った結果、必要に応じて、事業費概算を見直す。
- （４）第１フェーズで作成したプログレス・レポート（２）に上記（１）及び（２）の結果を反映して、ドラフト・ファイナル・レポートを作成する。
- （５）第４次現地作業において、セントルシア関係者にこれまで日本国内で行われた数値シミュレーションや水理模型実験とその結果を説明する資料として、セントルシア関係者が容易に理解できるよう、DVDなどでプレゼンテーション用資料（英語）を作成すること。
- （６）ドラフト・ファイナル・レポート（案）について、JICAが開催する国内関係者の出席する会議において説明する。その際に出席者から出されたコメントについては、JICAと協議の上、レポートに反映させる。

<第３次現地作業>（2020年1月中旬～1月下旬）

- （７）ドラフト・ファイナル・レポート説明・協議

ドラフト・ファイナル・レポートの内容を、在外公館、JICA セントルシア事務所、セントルシア関係者に説明し、合意を得る。

<第４次国内作業>（2020年2月上旬～2月下旬）

- （８）ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートの現地での説明の際に先方関係者から提示されたコメントについては、JICAと協議の上、必要に応じてファイナル・レポートに反映させる。

## 6. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

この内、最終成果品を、第１フェーズではプログレス・レポート（２）、第２フェーズではファイナル・レポートとする。ファイナル・レポートは製本することとし、それ以外の報告書についてはすべて簡易製本とする。

なお、各報告書において、その案を、国内関係者が出席する会議等の資料とする場合には、必要な部数を別途用意すること。

- （１）報告書

### 【第１フェーズ】

ア インセプション・レポート	和文 3 部、英文 11 部、電子データ
イ プロGRESS・レポート (1)	和文 2 部、電子データ
ウ プロGRESS・レポート (2)	和文 3 部、英文 11 部、電子データ

## 【第 2 フェーズ】

ア ドラフト・ファイナル・レポート	和文 3 部、英文 11 部、電子データ
イ ファイナル・レポート	和文 6 部、CD-R 1 枚 英文 9 部、CD-R 2 枚
ウ プレゼンテーション資料	DVD 英文 2 枚

- (注1) ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートについては、和文・英文とも、要約を作成し、本文と色違いで、各報告書の最初の部分に挿入すること。
- (注2) 各報告書の表紙裏面には、報告書で用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- (注3) 各報告書に引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を記載すること。
- (注4) 本調査後に本調査で実施したシミュレーションが再現できるよう、すべてのデータを電子データとして CR-ROM に格納すること。

## (2) デジタル画像集

各フェーズにおいて、対象サイト、シミュレーション、水理模型実験等のデジタル画像を整理して、それぞれ CD-R (1 枚) として提出すること。提出時期は、各フェーズのファイナル・レポートと同時とする。

## 7. 受注者の条件

### (1) 共同企業体の結成

本業務においては、共同企業体の結成を認めます。共同企業体の結成にあたっては、競争参加資格の確認時に結成届を添付してすること。

### (2) 業務の一部に関する再委託の可否

以下の項目については、現地再委託／国内再委託を可とし、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地または国内の機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。なお、現地再委託／国内再委託で業務を実施する場合には、実施方法の妥当性および実施結果の質の確保に十分に留意すること。

技術提案書では、現地再委託／国内再委託対象業務の内容、再委託先ならびに現地再委託／国内再委託業務の監督・成果品の検査の方法等を記載すること。

#### ア 自然条件調査

- ① 地形観測
- ② 深淺測量
- ③ 底質調査
- ④ 海象調査

イ 水理模型実験

### 8. 業務工程計画（案）

本調査は、2017年10月下旬より開始し、第1フェーズを2019年4月下旬までに完了し、第2フェーズを2020年3月下旬までに終了する予定である。なお、おおよその工程は、以下の表のとおり想定しているが、本業務の遂行が効果的・効率的なものとなるよう留意し、技術提案書にて提案すること。

【第1フェーズ】

年	2017				2018												2019				
月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
国内作業		□			□			□												□	
現地作業		■			■																
報告書等		△ IC/R					△ P/R(1)													△ P/R(2)	

【第2フェーズ】

年	2019								2020		
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
国内作業		□						□			
現地作業									■		
報告書等								△ DF/R		△ F/R	

### 9. 業務量目途

業務量の目途として、合計670人日を想定しているが、これを上限として、本件業務の目的を達成するために必要な人月数を提案すること。また、業務量の目途の内訳として、以下のとおり想定している。ただし、効率的な業務の実施を検討した上で、合計の人月数を上回らない範囲で、各業務、国内業務分合計、海外業務分合計の業務量の目途を上回る又は下回る提案を行うことは可能で

ある。

(1) 国内業務分

	業務名	業務項目	業務量の目 途 (人日)
第1フェーズ	(1) 国内準備	ア. 関連資料の収集・分析	28
		イ. インセプション・レポート(案)の作成	
		ウ. インセプション・レポート(案)の説明	
	(2) 第1次国内作業	ア. データ取りまとめ	18
		イ. JICA への報告	
	(3) 第2次国内作業	ア. プロGRESS・レポート(1)の作成	242
イ～エ. 波浪推算～堆砂対策案の検討			
ウ. プロGRESS・レポート(2)の作成			
第2フェーズ	(4) 第3次国内作業	ア. 水理模型実験の準備・実施	85
		イ. 水理模型実験結果のシミュレーションモデルへのフィードバック	
		ウ. ドラフト・ファイナル・レポートの作成	
	(5) 第4次国内作業	ア. ファイナル・レポートの作成	2

(2) 海外業務分

	業務名	業務項目	業務量の目 途 (人月)
第1フェーズ	(1) 第1次現地作業	ア. インセプション・レポートの説明・協議	156
		イ. 調査の背景・目的・内容等の確認	
		ウ. ショゼール漁港の港形の推移と現状の把握	
		エ. 自然条件調査(第1回)	
	オ. 運営・維持管理体制にかかる調査		
	(2) 第2次現地作業	ア. 自然条件調査(第2回)	104
第2フェーズ	(3) 第3次現地調査	ア. ドラフト・ファイナル・レポート説明・協議	35

## 10. 便宜供与等

本調査は、JICA の責任において実施するものであることから、セントルシア国からの特別な便宜供与は想定していない。本調査実施にあたり、受注者は独自で調査を遂行することが求められているが、JICA は、現地調査開始時における当国政府関係機関への調査内容や調査スケジュールの通知及び調査への協力依頼を行うとともに、主要な訪問先との初回アポイントの取付けを支援する。

### 11. 入札金額積算にあたっての留意点

- (1) 入札金額として、第1フェーズ及び第2フェーズの業務を実施するために必要な経費を積算すること。ただし、第2フェーズの業務については、「4. 実施方針および留意事項」に述べたとおり、第1フェーズの結果によっては、実施しない場合がある。
- (2) 第2フェーズでの水理模型実験は、最も適当な対策案を最小限に絞り込み検証することとして積算すること。

### 12. その他

#### (1) 配布／閲覧資料

##### ア 配布資料

ミニッツ（2017年3月、JICA 調査団とセントルシア政府が署名）

##### イ 閲覧資料

以下の資料については、JICA ウェブサイトからダウンロード可能。

- ①「セント・ルシア国沿岸漁業振興計画 基本設計調査報告書」（国際協力事業団、2001年1月）  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000003152.html>
- ②「カリブ地域水産物流通情報収集・確認調査 最終報告書」（国際協力機構、2014年、3月）  
[http://libopac.jica.go.jp/images/report/12148656\\_01.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/12148656_01.pdf)
- ③「カリブ地域水産関連機材整備計画」（国際協力機構、2014年8月）  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12181046.pdf>

なお、配布／閲覧資料の担当部署及び担当者は以下の通り。

- ・ 期間：2017年8月14日（月）から2017年9月1日（金）  
までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（午後0時30分から1時30分の間を除く）の期間
- ・ 場所：郵便番号102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 農村開発部 農村開発第二チーム

※なお、閲覧資料担当部署は以下のとおりです。

担当：農村開発部 農村開発第二チーム 奥田

電話 03-5226-8424

電子メールアドレス： Okuda.Hisakatsu@jica.go.jp

## (2) JICA からの現地調査への同行の予定

以下のとおり想定しているが、詳細の日程については、受注者と別途協議して決定する。

- ア 第1フェーズ第1次現地作業におけるインセプション・レポートの先方政府への説明・協議時
- イ 第2フェーズ第3次現地作業におけるドラフト・ファイナル・レポートの先方政府への説明・協議時

## (3) 在外公館への表敬・報告書説明について

本業務の実施にあたっては、第1フェーズ第1次現地作業開始時及び第2フェーズ第3次現地作業開始時に、それぞれ在トリニダード・トバゴ日本国大使館を表敬し、インセプション・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートの説明を行う。同大使館への表敬・説明にあたっては、業務総括者のみとし、この行程については、JICA 職員も同行する予定である。

## (4) 業務に必要な機材

業務遂行上必要な機材は、借損料で対応することとする。該当する機材があれば技術提案書にて提案すること。また、その経費は、見積書に含めること。

## (5) 契約書の締結

- ア 本業務においては、フェーズごとに契約を締結することとする。
- イ 各フェーズとも年度を跨る場合には、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。
- ウ 第2フェーズの業務については、「4. 実施方針および留意事項」に述べたとおり、第1フェーズの結果によっては、実施しない場合があり、その場合は、第2フェーズの契約を締結しない。

## (6) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

現地作業期間中は安全管理に十分留意し、現地の治安状況については JICA セントルシア事務所、在トリニダード・トバゴ日本国大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

また、JICA セントルシア事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意すること。

さらに、現地作業中における安全管理体制を技術提案書に記載すること。

#### (7) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上

別紙 自然条件調査仕様書

セントルシア国「ショゼール漁港現状に係る基礎情報収集・確認調査」  
自然条件調査仕様書

## 1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な設計・積算精度を確保するため、対象地域における自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、概略設計や概算事業費の積算に資するものとする。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、受注者は必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、技術提案書に提案するものとする。

## 2. 調査項目

### (1) 地形観測

目的：ショゼール漁港周辺の海岸線形状の変遷の把握、堆積要因の検討等

内容：ショゼール漁港周辺の航空写真、衛星画像等

### (2) 深淺測量

目的：ショゼール漁港周辺の堆砂の堆積状況の把握

内容：漁港内、漁港周辺及び漁港南北方向の沿岸域における海面下地形測量、台風期及び季節風期の2回以上を想定。

### (3) 底質調査

目的：ショゼール漁港周辺の堆砂の堆積状況の把握、堆積要因の検討等

内容：漁港内、漁港周辺及び漁港南北方向の沿岸域における粒度組成、密度、含水比等について、台風期及び季節風期の2回以上を想定。

### (4) 気象調査

目的：ショゼール漁港周辺の堆砂要因の検討

内容：風向、風速等

### (5) 海象調査

目的：ショゼール漁港周辺の堆砂要因の検討

内容：波浪（波高、周期、波向き）、潮位、潮流、漂砂等について、台風期及び季節風期の2回以上を想定。各回30日間以上

以上



### 第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

#### 1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応札者独自の様式を用いても結構です

([https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html))

##### (1) 応札者の経験・能力等

###### ア. 類似業務の経験

① 類似業務の経験（一覧リスト）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その1））

② 類似業務の経験（個別）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その2））

イ. 資格・認証等・・・・・・・・・・（任意様式）

##### (2) 業務の実施方針等・・・・・・・・・・（任意様式）

ア. 業務実施の基本方針（留意点）・方法

イ. 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）

ウ. 業務実施スケジュール

##### (3) 業務従事者の経験・能力等

ア. 業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・（任意様式）

イ. 業務従事者の経験・能力等・・・・・・・・・・（参考：様式2（その1、2））

ウ. 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・・・（参考：様式2（その3））

#### 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

本業務に係る技術提案書作成に際して留意頂くべき要件・事項について、以下のとおり整理します。

##### (1) 応札者の経験・能力等

自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応札者の類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。

ア. 類似業務の経験

類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。国内外を問わず、類似業務の実績を「様式 1 (その 1)」に記載ください。原則として、過去 10 年程度の実績を対象とし、最大でも 15 件以内としてください。

また、業務実績の中から、当該業務に最も類似すると思われる実績 (3 件以内) を選び、その業務内容 (事業内容、サービスの種類、業務規模等) や類似点を「様式 1 (その 2)」に記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

#### イ. 業務実施上のバックアップ体制等

(ア) 本案件の実施にあたり、業務従事者が主体となって実施しますが、法人としてどのような取り組みを行うか、また、そのための支援体制をどのように敷くかを記載してください。報告書の内容の審査・校閲のような業務に与える便宜、危機管理への対応等のロジスティックス的なもの、コンプライアンス体制 (法令遵守の取り組み)、有識者による行う支援体制のような業務内容に関わる技術的な内容が想定されます。また、現地におけるバックアップ体制がある場合にも具体的な内容を記載してください。

(イ) 本案件に関係すると思われる資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。

- マネジメントに関する資格 (ISO9001 等)
- その他、本業務に関すると思われる資格・認証

(ウ) 共同企業体を結成する場合は、その必要性及び責任体制についても記載してください。

#### (2) 業務の実施方針等

業務仕様書に対する、応札者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。記述は、20 ページ以内を目途として下さい。

##### ア. 業務実施の基本方針等

業務仕様書で示された内容を受けて、どのような方針で業務に臨むのか、技術面および運営面の観点から記載してください。本業務実施における基本方針及び業務実施方法につき提案願います。

##### イ. 業務実施の方法

業務全体をどのように実施していくか、その流れを示すフローチャートを綴じ込んでください。フローチャートは時系列に配慮した上で、業務項目間の相関関係等が明らかになるように作成してください。

フローチャートに記載した各業務項目について、業務方法及び業務内容を記載してください。

##### ウ. 作業計画

各業務項目に基づく作業事項につき、フローチャートに対応させて時系列に記載してください。

エ. 実施体制（要員計画・バックアップ体制）

業務仕様書に記載の業務全体を、どのような実施（管理）体制（直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のバックアップ体制を含む）、要員計画（業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等）等で実施するのか、提案願います。

オ. 業務実施スケジュール

業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。

（3）業務従事者の経験・能力等

業務を総括する者及びその他の業務従事者の内主な従事者1名について、それぞれ経験・能力等（類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等）について記述願います。

ア. 業務従事者の推薦理由

応募者が、業務従事者を推薦する理由を、400字以内で記載ください。

イ. 業務従事者の経験・能力等

以下の要領に従い、記載ください。

■「取得資格」は、担当業務に関連する取得資格について、その資格名、分野やレベル、取得年月日を記載するとともに、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。

■「学歴」は、最終学歴のみを記載ください。

■「外国語」は、英語の資格名を記載してください。また、保有する資格の種類、スコア、取得年を記載下さい。なお、認定証（取得スコアを含む）の写しがない場合には評価の対象となりません。

■「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認（受理）通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。

■「職歴」は、所属先を最近のものから時系列順に記載し、所属した主要会社・部・課名及び主な職務内容につき、簡潔に記載ください。

■「業務従事等経験」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。

■「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に示すようにして下さい。

■「研修実績等」については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限

りその認定書等の写しを添付願います。

■職歴、業務等従事経験が、「様式2（その1）」だけでは記載しきれない場合には、「様式2（その2）」に記入して下さい。

ウ. 特記すべき類似業務の経験

記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるように、「様式2（その3）」に業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載ください。

### 3. その他

技術提案書の体裁は、原則、正を紙製フラットファイル綴じ、写をひも綴じとします。

別紙：評価表（評価項目一覧表）

評価表（評価項目一覧表）

評価項目	評価基準（視点）	配点
<b>1. 応札者の経験・能力等</b>		<b>50</b>
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、漂砂・堆砂対策の検討を含む漁港計画・整備・改修に係る各種調査とする。</li> <li>● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	40
(2) 資格・認証等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の資格・認証を有している場合に加点する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネジメントに関する資格（ISO9001等）</li> <li>・ 情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等）</li> <li>・ その他、本業務に関すると思われる資格・認証</li> </ul> </li> </ul>	10
<b>2. 業務の実施方針等</b>		<b>100</b>
(1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。</li> <li>● 提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。（自然条件調査、堆砂メカニズム・堆砂対策の検討に至る過程、水理モデル実験など）</li> <li>● その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。</li> </ul>	40
(2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案については、評価を低くする。</li> <li>● 要員計画について、外部の人材に過度に依存している場合、主要な業務について外注が想定されている場合には、評価を低くする。</li> </ul>	40
(3) 業務実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。</li> </ul>	20
<b>3. 業務総括者の経験・能力</b>		<b>30</b>
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、砂・堆砂対策の検討を含む漁港計画・整備・改修に係る各種調査とする。</li> <li>● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	15
(2) 業務総括者としての経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最近10年の総括経験にプライオリティをおき評価する。</li> </ul>	10
(3) その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。</li> <li>● その他、業務に関連して評価すべき項目があるか。</li> </ul>	5
<b>4. その他、主な業務従事者の経験・能力</b>		<b>20</b>
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内</li> </ul>	15

	<p>容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、港湾整備に係る漂砂・堆砂に関する分析・対策案の立案に係る業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	
(2) その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。</li> <li>● その他、業務に関連して評価すべき項目があるか。</li> </ul>	5
	合計	200

## 第4 経費に係る留意点

### 1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第1 入札手続き」の16.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。入札金額内訳書の様式は、別紙1となります。

#### (1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は、以下のとおりです。

「入札金額」は、「業務の対価（報酬）」及び「業務管理費」の合計額とします。

##### ア. 業務の対価（報酬）

##### イ. 直接経費

当該業務の実施にあたって支出が想定される直接経費は、航空運賃（航空券代、週末・特定曜日料金加算、航空保険料、燃油特別付加運賃、国内外空港施設使用料／空港税（税抜）、旅客保安料（税抜）、発券手数料（税抜）を含む）です。

##### ウ. 業務管理費

業務管理費には、以下の①～⑤の項目ならびにその他本件業務の実施に必要な経費が含まれます。積算にあたっては、国内業務分、海外業務分に分けて、任意の「率」を設定してください。精算時には、作業ごとの「ア. 業務の対価（報酬）」に、これら「率」を乗じた金額を確定することとします。

##### 【国内業務管理費】

- ① 再委託費（日本国内で業務の一部を第三者に委託する場合の経費）
- ② 報告書作成費（各種報告の作成に係る印刷・製本費）

##### 【海外業務管理費】

- ③ 日当・宿泊費（セントルシア国内での日当・宿泊費）
- ④ 現地調査費（セントルシア国内での現地調査に必要な経費（傭人費、車両借上費、賃料・借料、通信・運搬費、資料等作成費、消耗品費、資料、機材送料等）
- ⑤ 再委託費（セントルシア国内で業務の一部を第三者に委託する場合の経費）

## (2) 消費税課税

「第1 入札手続き」の12.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、消費税等を加算した額が契約金額となります。

## (3) 定額で見積もる直接経費

直接経費の「航空運賃」については、18,187,000円(税抜)を計上してください。

当該経費は、入札時点で適切な見積もりが困難であることから、定額で入札金額に計上することにより、価格競争の対象としません。ただし、本経費については、業務完了時に証拠書類に基づき精算を行います。また、契約期間中に増額が必要となる場合には発注者、受注者双方で協議し、当該部分について増額の契約変更を行います。

## 2. 請求金額の確定の方法

(1) 経費の確定及び支払については、プログレス・レポート(2)及びファイナル・レポートの提出時の2回とします。

(2) 「業務の報酬(国内業務分)」及び「業務の報酬(海外業務分)」については、契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。直接経費の「航空運賃」については、契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算する。受注者は業務完了にあたって経費精算報告書を作成し、実績を確認できる書類を添付すること。発注者は精算報告書を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。

## 3. その他留意事項

(1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名(支払者)、③領収書発行者(支払先)、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。(2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

(3) 受注者が希望する場合は契約金額の40%を上限として前払い請求を認めますが、前払い請求には、銀行等による保証の取り付けを条件とします。

以上



## 入札金額内訳書

## 1. 業務の報酬（国内業務分）

	業務名	業務項目	単価	想定数量	小計
第1フェーズ	(1) 国内準備	ア. 関連資料の収集・分析		1式	
		イ. インセプション・レポート(案)の作成			
		ウ. インセプション・レポート(案)の説明			
	(2) 第1次国内作業	ア. データ取りまとめ		1式	
		イ. JICA への報告			
	(3) 第2次国内作業	ア. プロGRESS・レポート(1)の作成		1式	
イ～エ. 波浪推算～堆砂対策案の検討					
ウ. プロGRESS・レポート(2)の作成					
第2フェーズ	(4) 第3次国内作業	ア. 水理模型実験の準備・実施		1式	
		イ. 水理模型実験結果のシミュレーションモデルへのフィードバック			
		ウ. ドラフト・ファイナル・レポートの作成			
	(5) 第4次国内作業	ア. ファイナル・レポートの作成		1式	

合計：\_\_\_\_\_円

## 2. 国内業務管理費

「業務の報酬（国内業務分）」の合計額 × \_\_\_\_\_ %（入札時に設定）  
 = \_\_\_\_\_ 円

## 3. 業務の報酬（海外業務分）

	業務名	業務項目	単価	想定数量	小計
第1フェーズ	(1) 第1次現地作業	ア. インセプション・レポートの説明・協議		1式	
		イ. 調査の背景・目的・内容等の確認			
		ウ. ショゼール漁港の港形の推移と現状の把握			
		エ. 自然条件調査（第1回）			
		オ. 運営・維持管理体制にかかる調査			

	(2) 第2次現地作業	ア. 自然条件調査 (第2回)		1式	
第2フェーズ	(3) 第3次現地調査	ア. ドラフト・ファイナル・レポート説明・協議		1式	

合計： \_\_\_\_\_ 円

**4. 海外業務管理費**

「業務の報酬 (海外業務分)」の合計額 × \_\_\_\_\_ % (入札時に設定)  
 = \_\_\_\_\_ 円

**5. 航空運賃**

第1フェーズ	13,990,000 円
第2フェーズ	4,197,000 円
合計	18,187,000 円

**6. 入札金額**

1.+2.+3.+4.+5.= \_\_\_\_\_ 円

## 第5 契約書（案）

### 業務委託契約書

1. 業務名称            セントルシア国ショゼール漁港の現状に係る基礎情報収集確認  
調査業務委託契約
2. 契約金額            金〇〇〇〇〇〇〇〇円  
                          （内 消費税及び地方消費税の合計額 〇〇〇〇〇〇〇円）
3. 履行期間            2017年10月下旬から2020年3月末日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 黒崎康史（以下「発注者」という。）と●●●●（以下「受注者」という。）とはおののおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （総 則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書I「業務仕様書」に定義する業務の完成を約し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を完成するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
- 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものとする。
- 4 法令の改正により消費税等の税率が変更された場合、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更以前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
- 5 本契約の履行及び業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第4条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。
- 6 前項の書類は、監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
- 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第3条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせる場合には、受注者は、当該第三者に対し、本契約に基づき受注者に対して課せられる義務と同等の義務を負わせなければならない。受注者は、当該第三者の義務違反に基づく賠償義務についても、連帯して責任を負う。

(監督職員)

第4条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構農村開発部第二チーム課長の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 第1条第5項に定める書類の受理

(2) 本契約に基づく、受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。

5 前四項において、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

(1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。

(2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

(3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

(業務責任者)

第5条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。また、業務責任者を変更するときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限（ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭授受の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。）を有するものとする。

(業務内容の変更)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が損害を受けたときは、発注者、受注者は変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。

4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第7条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限り

ではない。

- 3 前二項の場合その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (検査)

第9条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第13条に規定する経費確定（精算）報告書に代わって、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

- 2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。
- 3 発注者は、前二項の業務完了届を受領したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

#### (債務不履行)

第10条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

#### (成果物及び業務提出物の取扱い)

第11条 受注者は、業務仕様書に成果物（以下「成果物」という。）が規定されている場合、及び、業務仕様書に業務提出物（以下「業務提出物」という。）が規定されている場合において発注者が指示した場合は、成果物及び発注者が指示した業務提出物（以下「成果物等」という。）を第9条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第9条第3項に規定する検査を受けるものとする。

- 2 前項の場合において、第9条第3項に定める検査の結果、成果物等について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第9条第3項の規定を準用する。
- 3 受注者は、第1項に定めるものを除き、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
- 4 受注者が提出した成果物及び業務提出物の所有権は、第9条第3項に定める検査

合格又は前項に定める監督職員の確認をもって、受注者から発注者に移転する。

- 5 受注者が提出した成果物及び業務提出物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、第 9 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認と同時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分については、受注者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物及び業務提出物のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。
- 6 前二項の規定は、第 17 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、引き続き効力を有するものとする。

（成果物及び業務提出物の瑕疵担保）

- 第 12 条 発注者は、前条第 4 項による所有権の移転後において、当該成果物又は業務提出物に瑕疵が発見された場合は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び 2 項の検査の合格、又は、前条第 3 項の監督職員の確認をもって免れるものではない。
  - 3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条第 4 項の所有権の移転後、1 年以内に行わなければならない。

（経費の確定）

- 第 13 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、経費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 2 第 9 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
  - 3 受注者は、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、経費報告書により報告された金額と契約金額とのいずれか低い額を発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。

5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 業務の対価（報酬）

契約金額内訳書に定められた額とする。

(2) 直接経費

契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。

6 受注者は、前項の直接経費に係る証拠書類の提出を免除された場合、これらを整備し、履行期間の満了した事業年度の翌年度の4月1日から起算して10年の間、自らこれを保管し、発注者からの要求があったときは、遅滞なく原本を提示しなければならない。

(代金の支払)

第14条 受注者は、附属書Iに定める最終の業務完了届を提出し、第11条第2項に基づき、検査合格の通知を受けたときは、発注者に支払を請求することができる。ただし、次条に定める部分払、前払金を受けている場合は、請求金額から当該部分払、前払の額を減じた額を請求するものとする。なお、請求にあたって消費税額等に1円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。

2 発注者は、前項の請求書を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に、当該金額を口座振込みの方法により受注者に支払うものとする。

(部分払)

第14条の2

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者に対して、業務部分完了届、成果品のうち当該部分にかかるものとして契約書本体に規定されているもの（以下「中間成果品」という。）及び契約金相当額計算書を提出のうえ、当該部分の検査を求めなければならない。

3 発注者は、前項に規定する中間成果品を受理した日の翌日から起算して10営業日以内に当該中間成果品について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の検査の結果、中間成果品について補正を命じられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該中間成果品を発注者に



引き渡すものとする。

6 受注者は、前項の規定による通知があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、請求書を受領した日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 部分払金の額は、次の式により算定した金額を上限とする。この場合において、第1項の契約金相当額は、第2項に定める契約金相当額計算書に基づき、発注者が定め、受注者に通知することとする。

第1項の契約金相当額× $[9/10 - \text{前払金額} / \text{契約金額}]$

8 第6項の規定による部分払金の支払があったのち、受注者が再度部分払を請求する場合においては、第1項及び前項中「契約金相当額」とあるのは、「契約金相当額から、既に部分払の対象となった契約金相当額を控除した額」と読みかえるものとする。

#### (前払金)

第14条の3 受注者は、発注者に対して、本契約を遂行する上で受注者が支出を要する費用について前払金を請求することができる。

2 受注者は、前項により前払金を請求しようとするときは、前払金の額について、契約書本体頭書に規定する履行期間を保証期間として、次の各号の一に該当する保証の措置を講じ、保証書その他当該措置を講じたことを証する資料を発注者に提出しなければならない。

(1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(2) 銀行又は発注者の指定する金融機関等の保証

3 前払金の対象は、契約金額の10分の4相当額を限度とする。

4 発注者は、第1項及び第2項の規定による前払金の請求があったときは、審査のうえ、必要と認めたと経費を前払金として、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

5 業務内容の変更その他の理由により履行期間を延長した場合には、受注者は、ただちに、第2項に基づく保証の措置に係る保証契約を変更し、変更後の保証書を発注者に寄託しなければならない。なお、受注者は、業務の進捗が契約金額に占める前払金及び部分払の割合を超えると判断される場合、寄託した保証書の返却を請求できるものとする。

#### (談合等不正行為に対する措置)

第15条 受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする)の100分の10に相当する額を談合等不正行為に係る違約金とし

て発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

- (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であつた者又は構成員であつた者に違約金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。
- 3 受注者が第1項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年（365日とする。）5.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。
- 4 前三項の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。
- 5 第1項の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- 6 本条の各規定は、競争に付して受注者を決定した場合にのみ適用する。

（天災その他の不可抗力の扱い）

第16条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であつて、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかに生じた履行の遅延または不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

- 2 不可抗力が発生した場合は、発注者及び受注者は、その後の必要な措置について協議し、定める。

（発注者の解除権）

第17条 発注者は、本契約において別に定めるほか、受注者が次に掲げる各号の一に該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができ

ないと認められるとき。

- (3) 受注者が次条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、又は次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
  - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
  - ロ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
  - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
  - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - ヘ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

り 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

又 その他受注者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

#### （受注者の解除権）

第18条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合においては、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けた時は、発注者はその被害を賠償するものとする。賠償額は、受注者がすでに支出し、他に転用できない費用と、契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益とする。

#### （不正行為等に対する措置）

第19条 受注者が、第17条第1項第5号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

- 3 発注者は、不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じ、併せて受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

#### （秘密の保持）

第20条 受注者（第3条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（第22条で定める特定個人情報等を除く。以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示

してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの。
  - (2) 開示を受けたときに既に受注者が所有していたもの。
  - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの。
  - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの。
  - (5) 開示の前後を問わず受注者が独自に開発したことを証明するもの。
  - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの。
  - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
  - 3 受注者は、本契約の業務に従事する者(下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。)が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
  - 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
  - 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
  - 6 受注者は、本契約終了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
  - 7 前各項の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。

#### (個人情報保護)

第 21 条 受注者(第 3 条に基づき受注者が選任し、発注者が許諾した再委託先又は下請負人を含む。本条及び次条において以下同じ。)は、本契約において、発注者の保有個人情報(「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。)第 2 条第 3 項で定義さ

れる保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）を取扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。ただし、受注者が、次条に定める特定個人情報等を取扱う場合は、次条の定めに従うものとする。

- (1) 業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。
  - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
  - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
- (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- (3) 保有個人情報の管理責任者と担当者を別途文書にて定めること。
- (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
- (5) 発注者は、保有個人情報が適切に管理されているか、年1回以上の定期的検査等により確認し、その結果を記録するとともに、管理状況が不適切である場合には、改善を指示することができる。受注者は改善を指示された場合には、その指示に応じること。
- (6) 前号に限らず発注者の求めがあった場合は、受注者は保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。

#### （特定個人情報保護）

第22条 受注者は、本契約において、業務により知り得た特定個人情報等（「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成27年法律第31号。以下「番号法」という。）第2条第5項で定める個人番号及び第2条第6項で定める特定個人情報を指し、以下「特定個人情報等」という。）を取扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 業務従事者等に次に掲げる行為を遵守させること。
  - イ 特定個人情報等は、受注者が本契約に基づき行う個人番号関係事務（番号法第2条第11項定義される「個人番号関係事務」を指す。）の履行に必要な範囲を超えて利用してはならない。
  - ロ 特定個人情報等を複製したり、受注者の事業所等の外へ持ち出してはならない。
  - ハ 特定個人情報等は秘密として保持し、第3条第1項に基づき第三者に業務の実施を委託する場合を除き、第三者に提供してはならない。

- (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある番号法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- (3) 特定個人情報等の管理責任者と担当者を別途文書にて定めること。
- (4) 特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 本契約の業務従事者に対して、特定個人情報等の取扱いについての教育を実施すること。また、発注者の求めに応じてその教育を実施したことを証明する文書を提出すること。
- (6) 委託された特定個人情報等の漏えい等の事案発生時における対応をあらかじめ定めること。
- (7) 第 20 条第 6 項に基づき、特定個人情報等を破棄又は返却すること。この場合に第 20 条第 6 項中の「秘密情報」は「特定個人情報等」と読み替える。特定個人情報等を破棄又は返却した場合には、発注者に対して当該特定個人情報等を破棄又は返却したことを証明する文書を提出すること。
- (8) 発注者は、受注者の事業所等において、特定個人情報等が適切に管理されているか、年 1 回以上の定期的検査等により確認し、その結果を記録するとともに、管理状況が不適切である場合には、改善を指示することができる。受注者は改善を指示された場合には、その指示に応じること。
- (9) 前号に限らず発注者の求めがあった場合は、受注者は特定個人情報等の管理状況を書面にて報告すること。

#### (情報セキュリティ)

第 23 条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理細則（以下「規程等」という。）を準用し、規程類に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

#### (安全対策)

第 24 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

#### (業務災害補償等)

第 25 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものと

する。

(業務引継に関する留意事項)

第 26 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他本契約の終了理由の如何を問わず、本件業務が終了した場合には、受注者は発注者の求めるところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

第 27 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)

(2) 受注者の直近3カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の公益法人等であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、第1項に定める情報に加え次項に定める情報が発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに、同意するものとする。

(1) 理事等のうち、発注者の役職員経験者の占める割合が3分の1以上あること

(2) 事業収入に占める発注者との取引に係る額が3分の1以上あること

(3) 基本財産の5分の1以上を発注者が出えんしている財団法人であること

(4) 会費、寄附等の負担額の5分の1以上を発注者が負担していること

5 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 名称、業務の概要、発注者との関係及び役員の氏名(発注者の役職員経験者については、発注者での最終職名を含む。)

(2) 受注者と発注者の取引の関連図

(3) 当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常



損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額

- (4) 当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額
- (5) 発注者の受注者に対する債権債務の明細
- (6) 発注者が行っている受注者に対する債務保証の明細
- (7) 受注者の事業収入の金額とこれらのうち発注者の発注等に係る金額及び割合

(準拠法)

第 28 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 29 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者、受注者協議して、これを定める。

(合意管轄)

第 30 条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合には、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

2017年10月××日

発注者  
東京都千代田区二番町5番地25  
独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 神崎 康史

受注者

別添

# 様式集

## <参考様式>

### ■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 入札書
4. 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
5. 質問書
6. 辞退理由書

### ■技術提案書作成に関する様式

1. 技術提案書表紙
2. 技術提案書参考様式（別の様式でも提出可）
3. 辞退理由書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html) )

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 本部 契約担当役 理事
- ・業務名称：セントルシア国ショゼール漁港の現状に係る基礎情報収集確認調査業務委託契約
  
- ・公告番号：国契-17-064
- ・公告日：2017年8月10日
- ・入札日：2017年10月3日